

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年10月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2000029 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2000024 号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成20年6月26日から同年4月2日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を17万円にすることが必要である。

平成20年4月2日から同年6月26日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成21年12月1日から平成22年1月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年11月1日から平成23年1月1日までの期間、同年3月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から平成24年7月1日までの期間、平成25年3月1日から同年4月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、平成26年3月1日から同年5月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、平成27年1月1日から同年4月1日までの期間、同年12月1日から平成28年2月1日までの期間、同年3月1日から同年9月1日までの期間及び同年12月1日から平成29年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成21年12月、平成22年3月、同年11月及び同年12月、平成23年3月から同年6月までの期間、同年9月から平成24年6月までの期間、平成25年3月、同年10月、平成26年3月及び同年4月、同年7月、平成27年1月から同年3月までの期間、同年12月及び平成28年1月、同年3月から同年8月までの期間並びに同年12月から平成29年11月までの期間(以下「訂正対象期間①」という。)の標準報酬月額については、別表①の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第3欄に掲げる標準報酬月額とする。

訂正対象期間①の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正対象期間①の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における平成21年7月1日から同年12月1日までの期間、平成22年1月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から平成23年11月1日までの期間、平成24年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から平成26年3月1日までの期間、同年4月1日から平成27年1月1日までの期間、同年4月1日から同年12月1日までの期間、平成28年1月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から平成29年3月1日までの期間及び同年6月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必

要である。

平成 21 年 7 月から同年 11 月までの期間、平成 22 年 1 月及び同年 2 月、同年 4 月から平成 23 年 10 月までの期間、平成 24 年 2 月、同年 4 月から平成 26 年 2 月までの期間、同年 4 月から同年 12 月までの期間、平成 27 年 4 月から同年 11 月までの期間、平成 28 年 1 月及び同年 2 月、同年 4 月から平成 29 年 2 月までの期間並びに同年 6 月から同年 11 月までの期間（以下「訂正対象期間②」という。）の標準報酬月額については、上記 2 の訂正後の標準報酬月額（別表①の第 3 欄に掲げる標準報酬月額）又はオンライン記録の標準報酬月額（別表①の第 2 欄に掲げる標準報酬月額）から別表①の第 4 欄に掲げる標準報酬月額とする。

訂正対象期間②の訂正後の標準報酬月額（上記 2 の訂正後の標準報酬月額又はオンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間②のうち、その余の期間（平成 20 年 6 月 26 日から平成 21 年 7 月 1 日まで）については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。
- 5 請求者の A 社における別表②の第 1 欄に掲げる請求期間③から⑮及び⑰の賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表②の第 1 欄に掲げる請求期間③から⑮及び⑰の賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表②の第 1 欄に掲げる請求期間③から⑮及び⑰の賞与支払年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 6 請求者の A 社における別表②の第 1 欄に掲げる請求期間③、⑤、⑥、⑧から⑪、⑬及び⑭の賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる標準賞与額から同表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表②の第 1 欄に掲げる請求期間③、⑤、⑥、⑧から⑪、⑬及び⑭の賞与支払年月日に係る標準賞与額（上記 5 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 7 請求者の A 社における別表②の第 1 欄に掲げる請求期間⑯の賞与支払年月日に係る標準賞与額を 26 万円から 27 万 5,000 円に訂正することが必要である。

別表②の第 1 欄に掲げる請求期間⑯の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表②の第 1 欄に掲げる請求期間⑯の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付

する義務を履行していないと認められる。

8 請求者のA社における別表②の第1欄に掲げる請求期間⑩の賞与支払年月日に係る標準賞与額を27万5,000円から28万円に訂正することが必要である。

別表②の第1欄に掲げる請求期間⑩の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額（上記7の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年4月2日から同年6月26日まで
② 平成20年6月26日から平成29年12月1日まで
③ 平成20年12月10日
④ 平成21年7月10日
⑤ 平成21年12月10日
⑥ 平成22年7月10日
⑦ 平成22年12月10日
⑧ 平成23年7月10日
⑨ 平成23年12月10日
⑩ 平成24年7月10日
⑪ 平成24年12月10日
⑫ 平成25年7月10日
⑬ 平成25年12月10日
⑭ 平成26年12月10日
⑮ 平成28年7月10日
⑯ 平成28年12月10日
⑰ 平成29年7月10日

私は、請求期間①について、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録がない。請求期間②について、年金事務所に記録されている標準報酬月額より高額な給与の支払を受けていた。請求期間③から⑮及び⑰について、賞与の支払を受けていたが、標準賞与額の記録がない。請求期間⑯について、年金事務所に記録されている標準賞与額より高額な賞与の支払を受けていたので、調査の上、各請求期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給料支払明細書（以下「給料支払明細書」という。）及びB社の回答によると、請求者は、請求期間①において、A社に見習い社員として勤務し、事業主から給与の支払を受けていたことが認められる。

また、日本年金機構は、請求者に係る資格取得時の標準報酬月額について、給料支払明細書から判断すると、17万円が妥当である旨回答している。

一方、給料支払明細書によると、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により当該給与から控除されてはいなかったことが認められる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成20年4月2日であると認められ、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

なお、平成20年4月2日から同年6月26日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間②のうち、平成21年12月1日から平成22年1月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年11月1日から平成23年1月1日までの期間、同年3月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から平成24年7月1日までの期間、平成25年3月1日から同年4月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、平成26年3月1日から同年5月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、平成27年1月1日から同年4月1日までの期間、同年12月1日から平成28年2月1日までの期間、同年3月1日から同年9月1日までの期間及び同年12月1日から平成29年12月1日までの期間について、給料支払明細書によると、厚生年金保険料控除額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月に係る報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成21年12月、平成22年3月、同年11月及び同年12月、平成23年3月から同年6月までの期間、同年9月から平成24年6月までの期間、平成25年3月、同年10月、平成26年3月及び同年4月、同年7月、平成27年1月及び同年2月、同年12月及び平成28年1月、同年4月から同年8月までの期間、同年12月から平成29年2月までの期間並びに同年4月から同年11月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成27年3月、平成28年3月及び平成29年3月の標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表①の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第3欄に掲げる額にすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正対象期間①の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、請求者に係る保険料を納付したか否かについて、不明である旨回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間②のうち、平成21年7月1日から同年12月1日までの期間、平成22年1月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から平成23年11月1日までの期間、平成24年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から平成26年3月1日までの期間、同年4月1日から平成27年1月1日までの期間、同年4月1日から同年12月1日までの期間、平成28年1月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から平成29年3月1日までの期間並びに同年6月1日から同年12月1日までの期間について、給料支払明細書によると、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記2の訂正後の標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、訂正対象期間②の標準報酬月額については、別表①の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第4欄に掲げる額にすることが妥当である。

なお、訂正対象期間②の訂正後の標準報酬月額（上記2の訂正後の標準報酬月額（別表①の第3欄に掲げる標準報酬月額）又はオンライン記録の標準報酬月額（別表①の第2欄に掲げる標準報酬月額）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

4 請求期間②のうち、平成20年6月26日から平成21年7月1日までの期間について、給料支払明細書によると、厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額より高額ではないことから、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

5 請求期間③から⑮及び⑰について、請求者から提出された賞与支払明細書（以下「賞与支払明細書」という。）によると、請求者は、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間③から⑮及び⑰の賞与支払年月日については、B社の回答から、それぞれ別表②の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③、⑤から⑮及び⑰の標準賞与額については、賞与支払明細書により

確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間④については、賞与支払明細書により確認できる賞与額から、それぞれ別表②の第2欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る別表②の第1欄に掲げる請求期間③から⑮及び⑰の賞与支払年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについて、不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

6 請求期間③、⑤、⑥、⑧から⑪、⑬及び⑭について、賞与支払明細書によると、賞与額に見合う標準賞与額は、上記5の訂正後の標準賞与額より高額であることが認められる。

したがって、請求期間③、⑤、⑥、⑧から⑪、⑬及び⑭の標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる賞与額から、それぞれ別表②の第3欄に掲げる標準賞与額とすることが妥当である。

なお、別表②の第1欄に掲げる請求期間③、⑤、⑥、⑧から⑪、⑬及び⑭の賞与支払年月日に係る標準賞与額（上記5の訂正後の標準賞与額（別表②の第2欄に掲げる標準賞与額）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

7 請求期間⑯について、賞与支払明細書によると、厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額は、いずれもオンライン記録の標準賞与額より高額であることが認められる。

なお、請求期間⑯の賞与支払年月日については、オンライン記録から、平成28年12月12日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表②の第1欄に掲げる請求期間⑯の賞与支払年月日に係る標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、27万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る別表②の第1欄に掲げる請求期間⑯の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に対し提出したか否かは不明だが、保険料については納付したと回答しているが、年金事務所から提出された請求者の平成28年12月12日に係る賞与支払届に記載された賞与

額がオンライン記録の標準賞与額に見合う額となっていることから、事業主から賞与額をオンライン記録どおりの標準賞与額に見合う額として賞与支払届が提出され、その結果、年金事務所は、訂正後の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

8 請求期間⑩について、賞与支払明細書によると、賞与額に見合う標準賞与額は、上記7の訂正後の標準賞与額より高額であることが認められる。

したがって、別表②の第1欄に掲げる請求期間⑩の賞与支払年月日に係る標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる賞与額から、28万円に訂正することが妥当である。

なお、別表②の第1欄に掲げる請求期間⑩の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額（上記7の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表①

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年法 75 条本文)
年	月			
平成 21	7	20 万円	該当なし	24 万円
	8	20 万円	該当なし	24 万円
	9	22 万円	該当なし	24 万円
	10	22 万円	該当なし	24 万円
	11	22 万円	該当なし	24 万円
	12	22 万円	24 万円	該当なし
平成 22	1	22 万円	該当なし	24 万円
	2	22 万円	該当なし	24 万円
	3	22 万円	24 万円	該当なし
	4	22 万円	該当なし	24 万円
	5	22 万円	該当なし	24 万円
	6	22 万円	該当なし	24 万円
	7	22 万円	該当なし	24 万円
	8	22 万円	該当なし	24 万円
	9	22 万円	該当なし	26 万円
	10	22 万円	該当なし	26 万円
	11	22 万円	24 万円	26 万円
	12	22 万円	24 万円	26 万円
平成 23	1	22 万円	該当なし	26 万円
	2	22 万円	該当なし	26 万円
	3	22 万円	24 万円	26 万円
	4	22 万円	24 万円	26 万円
	5	22 万円	24 万円	26 万円
	6	22 万円	24 万円	26 万円
	7	22 万円	該当なし	26 万円
	8	22 万円	該当なし	26 万円
	9	22 万円	24 万円	28 万円
	10	22 万円	24 万円	28 万円
	11	22 万円	28 万円	該当なし
	12	22 万円	28 万円	該当なし

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年法 75 条本文)
年	月			
平成 24	1	22 万円	28 万円	該当なし
	2	22 万円	24 万円	28 万円
	3	22 万円	28 万円	該当なし
	4	22 万円	24 万円	28 万円
	5	22 万円	24 万円	28 万円
	6	22 万円	24 万円	28 万円
	7	22 万円	該当なし	28 万円
	8	22 万円	該当なし	28 万円
	9	24 万円	該当なし	28 万円
	10	24 万円	該当なし	28 万円
	11	24 万円	該当なし	28 万円
	12	24 万円	該当なし	28 万円
平成 25	1	24 万円	該当なし	28 万円
	2	24 万円	該当なし	28 万円
	3	24 万円	26 万円	28 万円
	4	24 万円	該当なし	28 万円
	5	24 万円	該当なし	28 万円
	6	24 万円	該当なし	28 万円
	7	24 万円	該当なし	28 万円
	8	24 万円	該当なし	28 万円
	9	24 万円	該当なし	28 万円
	10	24 万円	26 万円	28 万円
	11	24 万円	該当なし	28 万円
	12	24 万円	該当なし	28 万円
平成 26	1	24 万円	該当なし	28 万円
	2	24 万円	該当なし	28 万円
	3	24 万円	28 万円	該当なし
	4	24 万円	26 万円	28 万円
	5	24 万円	該当なし	28 万円
	6	24 万円	該当なし	28 万円
	7	24 万円	26 万円	28 万円
	8	24 万円	該当なし	28 万円

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年法 75 条本文)
年	月			
平成 26	9	26 万円	該当なし	28 万円
	10	26 万円	該当なし	28 万円
	11	26 万円	該当なし	28 万円
	12	26 万円	該当なし	28 万円
平成 27	1	26 万円	28 万円	該当なし
	2	26 万円	28 万円	該当なし
	3	26 万円	28 万円	該当なし
	4	26 万円	該当なし	32 万円
	5	26 万円	該当なし	32 万円
	6	26 万円	該当なし	32 万円
	7	26 万円	該当なし	32 万円
	8	26 万円	該当なし	32 万円
	9	26 万円	該当なし	30 万円
	10	26 万円	該当なし	30 万円
	11	26 万円	該当なし	30 万円
	12	26 万円	30 万円	該当なし
平成 28	1	26 万円	28 万円	30 万円
	2	26 万円	該当なし	30 万円
	3	26 万円	30 万円	該当なし
	4	26 万円	28 万円	30 万円
	5	26 万円	28 万円	30 万円
	6	26 万円	28 万円	30 万円
	7	26 万円	28 万円	30 万円
	8	26 万円	28 万円	30 万円
	9	28 万円	該当なし	32 万円
	10	28 万円	該当なし	32 万円
	11	28 万円	該当なし	32 万円
	12	28 万円	30 万円	32 万円
平成 29	1	28 万円	30 万円	32 万円
	2	28 万円	30 万円	32 万円
	3	28 万円	32 万円	該当なし
	4	28 万円	32 万円	該当なし

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (厚年法 75 条本文)
年	月			
平成 29	5	28 万円	32 万円	該当なし
	6	28 万円	30 万円	32 万円
	7	28 万円	30 万円	32 万円
	8	28 万円	30 万円	32 万円
	9	28 万円	30 万円	34 万円
	10	28 万円	30 万円	34 万円
	11	28 万円	30 万円	34 万円

別表②

第1欄		第2欄	第3欄
請求期間		賞与支払年月日	訂正後の 標準賞与額 (厚年特例法)
			訂正後の 標準賞与額 (厚年法 75 条本文)
③	平成 20 年 12 月 10 日	平成 20 年 12 月 10 日	12 万 6,000 円
④	平成 21 年 7 月 10 日	平成 21 年 7 月 10 日	19 万円
⑤	平成 21 年 12 月 10 日	平成 21 年 12 月 10 日	10 万 7,000 円
⑥	平成 22 年 7 月 10 日	平成 22 年 7 月 12 日	17 万 9,000 円
⑦	平成 22 年 12 月 10 日	平成 22 年 12 月 10 日	20 万円
⑧	平成 23 年 7 月 10 日	平成 23 年 7 月 11 日	20 万円
⑨	平成 23 年 12 月 10 日	平成 23 年 12 月 12 日	20 万円
⑩	平成 24 年 7 月 10 日	平成 24 年 7 月 10 日	20 万円
⑪	平成 24 年 12 月 10 日	平成 24 年 12 月 10 日	20 万円
⑫	平成 25 年 7 月 10 日	平成 25 年 7 月 10 日	20 万円
⑬	平成 25 年 12 月 10 日	平成 25 年 12 月 10 日	19 万 6,000 円
⑭	平成 26 年 12 月 10 日	平成 26 年 12 月 10 日	22 万円
⑮	平成 28 年 7 月 10 日	平成 28 年 7 月 8 日	26 万円
⑯	平成 28 年 12 月 10 日	平成 28 年 12 月 12 日	27 万 5,000 円
⑰	平成 29 年 7 月 10 日	平成 29 年 7 月 7 日	28 万円

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000048号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000023号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和47年12月29日から昭和48年1月5日に訂正し、昭和47年12月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和47年12月29日から昭和48年1月5日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和47年12月29日から昭和48年1月5日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年12月29日から昭和48年1月5日まで

私は、請求期間においてもA社B工場に継続して勤務していたので、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がないことに納得できない。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録及び事業主の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(A社B工場から同社C工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、事業主の回答から、昭和48年1月5日とすることが妥当であり、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係るA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和47年11月の記録から、8万6,000円にすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000030号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2000010号

第1 結論

昭和57年4月から昭和59年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月から昭和59年9月まで

請求期間のうち、昭和57年度及び昭和58年度の国民年金保険料は、納税組合から配付された納付書で各々の年度初めの頃に郵便局でまとめて納付し、昭和59年4月から同年9月までの保険料は、同年10月から勤務先で社会保険に加入することが分かっていたため毎月納付したが、国民年金の記録では、請求期間は国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和57年度及び昭和58年度の国民年金保険料は、納税組合から配付された納付書で各々の年度初めの頃に郵便局でまとめて納付し、昭和59年4月から同年9月までの保険料は毎月納付した旨主張している。

しかしながら、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に記号番号が払い出された形跡はなく、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできない。

また、請求者が所持している年金手帳には、厚生年金保険の記号番号(*)及び初めて被保険者となった日(昭和59年10月18日)が記載されているものの、国民年金の記号番号及び初めて被保険者となった日は記載がなく、請求者は、所持している年金手帳は当該年金手帳のみで、請求期間に係る年金手帳は受け取っていない旨陳述している。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。